

令和元年度

第11回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会総会議事録

令和2年2月6日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、令和元年度第11回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
議案第4号 地籍調査による農地の地目認定について

## <報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について  
報告第2号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第3号 軽微な農地改良の届出について  
報告第4号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について  
報告第5号 利用権の中途解約に係る通知について

## <出席委員> ( 7名)

- |            |           |
|------------|-----------|
| 3番委員：森 紀久嗣 | 4番委員：鈴木孝一 |
| 5番委員：渡辺忠洋  | 6番委員：吉野公博 |
| 7番委員：浅野幸男  | 8番委員：山口 豊 |
| 9番委員：矢代とみ江 |           |

## <欠席委員>

- 1番委員：加曾利益弘      2番委員：佐川順一郎      10番委員：押元康郎

## <出席職員>

- 事務局長 西川栄一      事務局 加曾利英男

開 会（午後 1 時 3 0 分）

事務局長（西川）

本日はお忙しいところ、ご出席を頂きありがとうございます。只今から令和元年度第 1 1 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は 7 名の出席を頂いておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたします。

なお、1 番の加曾利委員、2 番の佐川委員、1 0 番の押元委員は本日都合により欠席との連絡を受けておりますので、報告いたします。

それでは、会長が欠席でございますので大多喜町農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、森副会長に会長の職務を代理していただき、議長をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（森副会長）

本日は大変お忙しい中、令和元年度第 1 1 回総会にお集まりいただき、ご苦労様です。

（副会長挨拶）

議長（森副会長）

それでは議事日程 3 の議事録署名人の指名について、大多喜町農業委員会会議規則 1 4 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。

9 番委員の矢代委員と 4 番委員の鈴木委員に申し上げます。

それでは、議事日程 4 の議件に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を受けた後、発言されるよう申し上げます。

議案第 1 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局（加曾利）

2 ページをお開きください。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和 2 年 2 月 6 日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 2 7 所在・地番 泉水地先他 1 筆、地目 田、地積合計 3 0 9 m<sup>2</sup>、権利者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、義務者 大多

喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、事由 譲受人 申請地は長年にわたり耕作していないので、これを譲り受けオリーブを栽培したい。譲渡人 高齢で草刈り等維持管理が困難な為、意欲ある農業者に譲渡したい。権利内容 売買による所有権移転です。

売買価格については、まだ決まっていないとのことです。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては、3ページに記載のとおりです。

また、許可することができないことを定めた、農地法第3条第2項各号に該当しないと思われ、許可の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。議案第1号、番号27については、押元委員に現地調査を依頼しましたが、欠席ということで、代わりまして事務局から説明をお願いします。

事務局（加曾利）

番号27につきまして現地調査の報告をさせていただきます。場所は川崎病院の先から県道大多喜里見線を泉水の集落方向に入り、400メートルほど進んだ左側で、県道及び排水路に挟まれた場所です。もともとは水路沿いの低い場所で、かなり以前に埋めたものと推測されますが、申請地は隣接する県道とほぼ同じ高さになっております。従って法面ができたことで面積も台帳面積より狭く感じられました。

現地の状況は、長年耕作されていませんがきれいに管理されており、耕作しようとするればすぐに耕作できるような状況でした。

権利者の〇〇さんは、これまでも泉水地区でしばしば農地を取得されておりますので、特に問題はないのではないかと思います。

議長（森副会長）

現地調査の報告が終わりました。質問のある方は発言をお願いします。

渡辺委員（5番）

この土地は県道大多喜里見線と平らなんですか。

事務局（加曾利）

埋めてありますので、県道大多喜里見線とほぼ同じ高さです。

山口委員（8番）

事由でオリーブ栽培となっておりますが、商売をする予定なのでしょうか。それとも趣味的にオリーブを植えるということでは

うか。

事務局（加曾利）

いろいろ話は聞いていますが、自分で収益を得ようということはあまり考えていないようで、町起こしとして自分の後を引き継いでくれる人が出てきてほしいというようなことで、このままでは遊休農地が増えてしまうので、オリーブですと猿とかの害も少ないということです。最終的には泉水地区に限らず、町内でやる気のある人を募っているようです。従って自分で収益を得るよりも町起こしとしてオリーブを植えるというようなことです。

山口委員（８番）

例えばここに伺って手伝ってもらえるようなことは可能でしょうか。

事務局（加曾利）

申し訳ありませんが、議案にあまり関係ない質問だと思います。この権利者が農地を取得する資格があるか、あるいはその農地を耕作するか、ということであって手伝わせてくれるかどうかはご本人に聞かないと私にはわかりません。それによって許可する、しない、という話ではないと思います。

山口委員（８番）

町起こしというと誰でも参加できるのかと思って聞いた訳です。わかりました

議長（森副会長）

他に質問のある方は発言をお願いします。

（異議なし）の声あり

議長（森副会長）

質問がないようですので番号２７については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（森副会長）

異議なしと認め番号２７については、許可することと決定します。

議案第１号は以上でございます。

続きまして、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（加曾利）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第4条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和2年2月6日提出  
大多喜町農業委員会会長 押元 康郎。

番号2 所在・地番 横山地先他1筆、地目 田、地積合計9,584㎡、農地種別 1種、農用地区域内、権利者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、事由 申請地の大部分は川沿いの低地のため以前から冠水することがあったが、近年大雨が降ることが多く頻繁に農地に水が流水し、耕作をすることが困難になっている。このため、申請地を埋立て畑として使用したい。

埋立てに使用する土砂は、最終的にはいろいろ変わるとは思います。当初は埼玉県で発生する建設工場の土砂を予定していることと、申請地の隣接は町道、水路及び農協の宅地で、申請者の土地を除いて申請地に直接隣接する農地はございません。

この埋立てに関して適用される関係法令としては、農地法の他に、町のいわゆる残土条例、及び町の法定外公共物管理条例が適用され、残土条例に関しては事前協議が終わりまして、昨年12月10日付けで事前協議済書を権利者の〇〇氏に交付しております。

また、いわゆる赤道が事業区域内に入っていますので、法定外公共物管理条例に基づく許可申請が必要ですが、この申請につきましては1月30日に町の建設課に提出され、受理されております。

なお、この事業に関しまして残土条例に基づき、事業区域から10メートル以内の土地所有者及び、事業区域から500メートル以内に居住する世帯の8割の世帯の代表の方から同意を得ております。あと、農協の宅地に隣接しますのでこれについては昨日農協に説明して了承を得たと連絡をいただいております。

事業完了後の利用計画ですが、果樹及び野菜類を栽培したいということです。

また、将来的には旧上瀑保育園跡地に新しい住宅が数件できており、これらの住民の方から家庭菜園が欲しいとの要望もあるということです。貸農園として利用できればということも話されておりました。

今後の行程ですが、許可相当ということになりますと面積が大きいため2月14日に開催される千葉県農業会議の常設審議委員会に諮りたいと考えております。またその後許可になりましたら残土条例の本申請をして、許可が出れば着工という行程になり

ます。以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。議案第2号、番号2につきましては、7番委員の浅野委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いします。

浅野委員（7番）

1月23日に事務局と権利者の〇〇さん立ち合いで現地を見てきました。場所は県道大多喜一宮線添いにJA大多喜支所がありますが、これと旧上瀑保育園の間に道がありその間を50メートルほど入ったところで、農協の後側です。〇〇〇〇番地は道路から1メートル位下にありまして、もう1箇所〇〇〇〇番地は道路から7メートル位下がっています。隣接地は水路と大久保川に囲まれており問題はないと思います。現状は荒れ地になっております。

議長（森副会長）

現地調査の報告が終わりました。質問のある方は発言をお願いします。

吉野委員（6番）

川がありますが土留め工事をしてから埋め立てるのですか。

事務局（加曾利）

お渡しした図面を見ていただくと上の方に大久保川がありますが、境界いっぱいまでは埋められませんので、境界から5メートルくらい離して埋め立てるということで、法止めとして大型土のうをやりたいということでした。土羽の勾配は残土条例で決まっております、1割五分です。約33度で、垂直1メートルに対して横に1メートル50逃げるということで、かなり緩い勾配です。高さが5メートル以上になると1割8分になりますが、そうゆうふうには埋めたいということですが、

吉野委員（6番）

かなりの土量ですね。

事務局（加曾利）

2万m<sup>3</sup>を越えます。

浅野委員（7番）

川の周りは竹になっていて川は見えません。

吉野委員（6番）

畑として使うということですか。

事務局（加曾利）

数年前までは田として使っていたということですが、夷隅川の

水位が上がると水が滞留してしまい、流れはきつくないが、刈取り前に冠水すると収穫できないので数年前から作っていないということで、最終的には畦畔は作りませんので畑として利用するという事です。

吉野委員（6番）

地目は田から畑になるということですか。

事務局（加曾利）

地目を変えるかどうかは分かりませんが、どうしても変えるということであれば畑になると思います。

吉野委員（6番）

わかりました。

議長（森副会長）

他に質問のある方は発言をお願いします。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問が無いようです。番号2については許可相当と決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号2については許可相当と決定することとします。議案第2号は、以上でございます。

続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（加曾利）

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。令和2年2月6日提出 大多喜町農業委員会会長 押元 康郎。

大多喜町農用地利用集積計画（案）は別添のとおりです。公告を予定する日は令和2年2月10日。今回の内容ですが件数は7件で、このうち更新が3件、新規が4件で、全体の面積は26,773平方メートルです。更新につきましては内容の説明は割愛させていただきます。



右上に整理番号がふってありますが、まず、整理番号の32は6ページから10ページにわたります。これは農業者年金の経営移譲に伴う利用権設定の期間が満了したので、引き続き後継者に貸すために使用貸借権の設定をするものです。

次に33番と34番は新規ですが、これは、これまで〇〇〇〇さん個人に利用権設定していた土地の期間が満了したので、今度は〇〇〇〇さんが設立した会社と利用権設定をするものです。

番号33、所在地番 久我原地先、地目 田、地積1,701<sup>m</sup><sup>2</sup>、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃は米30kg、利用権の設定の期間 3年、期間は令和2年2月11日から令和5年2月10日まで、借賃の支払 毎年10月31日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇、借受者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社。

番号34、所在地番 久我原地先、地目 田、地積1,298<sup>m</sup><sup>2</sup>、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃は米30kg、利用権の設定の期間 3年、期間は令和2年2月11日から令和5年2月10日まで、借賃の支払 毎年10月31日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇、借受者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社。

なお、33番と34番は貸付者、借受者とも同じですが、先ほどお話しした通り、これまで〇〇〇〇さん個人に貸していたわけですが、この契約満了日がそれぞれ違ったことから、書類が別々に提出されております。

35番は期間満了に伴う更新です。

36番は新規設定です。

番号36、所在地番 猿稻地先、地目 田他1筆 地積合計3,745<sup>m</sup><sup>2</sup>、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃は米180kg、利用権の設定の期間 5年、期間は令和2年2月11日から令和7年2月10日まで、借賃の支払 毎年9月30日までに持参払、貸付者 千葉市〇〇〇〇、借受者 大多喜町〇〇〇〇。

37番は期間満了に伴う更新です。

38番は新規設定です。

番号38、所在地番 下大多喜地先、地目 田他1筆 地積合計3,051<sup>m</sup><sup>2</sup>、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃は米180kg、利用権の設定の期間 6年、期間は令和2年2月11日から令和8年2月10日まで、借賃の支払 毎年9月30日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇、借受

者 大多喜町〇〇〇〇。

なお、借り手の農業経営の状況は17, 18ページのとおりです。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。質問のある方は発言をお願いします。

(質問等なし)

議長（森副会長）

質問が無いようです。議案第3号については原案のとおり適当と認めることでご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長（森副会長）

異議なしと認め、議案第3号については原案のとおり適当と認めることと決定します。議案第3号は以上でございます。

続きまして、議案第4号「地籍調査による農地の地目認定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（加曾利）

議案第4号 地籍調査による農地の地目認定について。「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について（昭和56年10月7日付け56国土国第409号国土庁土地局国土調査課長指示）」により、地籍調査による下記農地の地目を認定するにあたり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。令和2年2月6日提出  
大多喜町農業委員会会長 押元 康郎。

地目認定を要する農地は20ページ以降です。

今回の地目認定に伴う地区は、堀之内地区及び八声地区で、一部石神、大戸地区を含んでおります。20、21ページが堀之内地区で、1月15日の午前中に吉野農業委員と事務局で調査して参りました。次に22ページから24ページが八声地区でこれも同じく1月15日の午後に、吉野農業委員と事務局で調査して参りました。

また、八声地区につきましては日没によりすべて調査できませんでしたので、残った箇所は1月24日の午前中に事務局で調査して参りました。

いずれも建設課職員及び受託業者であります地籍調査協会の

職員に現地の案内をしていただいております。

地目の認定に当たっては、農地以外になっていると判断できるものについては、農地以外になって20年以上経過しているかどうかを基準として調査しました。

この結果、堀之内地区につきましては、町長から決定を求められた30カ所すべてにつき地目を農地以外と認定することが適当と判断いたしました。

なお、一番左に一連番号がふつてありますが、この1番に関しては、一部は山林でありましたが、残りの部分は畑と判断しましたので、「現況説明欄」には「一部杉」として回答させていただきたいと思っております。

本日お配りした地図を見ていただきたいと思いますのですが、地図が黒いものと青いものがありますが黒い方です。地図に記載されている場所が調査箇所で2枚あります。

写真は例として掲載しております。左上の写真は山林と判断した例で杉が植えられております。その下は一部山林と判断した例で、一部が栗畑になっております。全体が山林と認められないと判断した例です。

右上は資材置場、右下は宅地と判断した例です。

次に八声地区でございますが、22、23、24ページをご覧くださいと思っておりますが、決定を求められた42筆のうち、23ページをご覧くださいと思っておりますが、議案の表の右から3欄目の「変更の適否」の欄に「否」と記入してあります7筆に関しては、農地と判断いたしました。一連番号で申し上げますと、29、30、31、34、36、40、

24ページにいきまして42番です。これらは、長年耕作された形跡はありませんが、雑草が生い茂っているだけであったり、雑木が一部生え、後は雑草が生えているのみで、場所的にもまとまっておりますので、山林に地目変更することは適当でないと回答したいと思います。

また、斜線を引いてあります37番と39番の2筆に関しては、調査後の地目が雑種地と山林ということで意見を求められていますが、いずれも農地以外と判断しましたが、地目に関しては疑問がありましたので、適否は判断せず斜線とし、農地から地目変更することは可能であると回答したいと思います。

その他の筆に関しては地目を農地以外と認定することが適当と判断いたしました。以上でございます。

参考資料の青い方の地図をご覧ください。地図に記載されているところが調査箇所です。4枚あります。

写真ですが、左上は山林と判断した例で杉が植えられ、孟宗竹が生えております。その下ですが雑木が生えており、これも山林と判断した例です。

右上ですが、雑草が生えているのみで、農地として復元可能と判断した例です。その下は、耕作はできず、農地以外への地目変更は差支えないが、地目山林と判断できないと回答したい例です。以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。質問のある方は発言をお願いします。

(質問等なし)

議長（森副会長）

質問が無いようです。議案第4号については原案のとおり適当と認めることで異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長（森副会長）

異議なしと認め、議案4号については原案のとおり適当と認めることと決定します。

議件は以上をもって終わります。

それでは報告事項について、事務局よりお願いいたします。

事務局（加曾利）

25ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。令和2年2月6日 大多喜町農業委員会会長 押元 康郎。

番号25 所在・地番 堀之内地先他12筆、地目 田及び畑、地積合計18,795㎡、登記原因・権利取得日 相続 令和元年12月25日、権利者 千葉市中央区〇〇〇〇 〇〇〇〇。

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。令和2年2月6日 大多喜町農業委員会会長 押元 康郎。

番号20 所在・地番 田丁地先、地目 田、地積1,223㎡、変更登記地目 山林、登記原因・日付 昭和年月日不詳、内容として、本件土地はかなり以前から耕作されておらず、雑草及び丈の低い雑木が生えており、平成6年9月20日付けで植林用地に転用することについて農地法第4条の規定による知事の許可を得ているが、転用事実確認証明書は発行していないと思われることや現地の状況から植林はされていないと判断した。本件土地には南側に山林が迫り、西側も荒地となった水路沿いの湿地であり、過去に植林用地として転用許可されているような立地条件であることから、再び農地として回復することが極めて困難な土地であると判断し非農地と回答した。土地所有者は、大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇。

番号21 所在・地番 新丁地先、地目 畑、地積282㎡、変更登記地目 山林、登記原因・日付 年月日不詳、内容として、本件土地には平成29年1月5日付けで地籍調査による農地の地目認定について大多喜町長から照会があり、地籍調査後の地目を山林として認定することに関して平成29年2月1日付けで適当と認める旨回答している。このことから非農地と回答した。土地所有者は、市川市〇〇〇〇 〇〇〇〇。

報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり、届出があったので報告する。令和2年2月6日 大多喜町農業委員会会長 押元 康郎。

番号2 所在・地番 船子地先他1筆、地目 田、地積合計2,747㎡、埋め立て後の利用 畑として利用、土地所有者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、工事期間 令和2年2月1日～令和2年4月20日まで。

報告第4号 農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出について。下記のとおり、届出があったので報告する。令和2年2月6日 大多喜町農業委員会会長 押元 康郎。

番号1 所在・地番 筒森地先、地目 田、地積710㎡の内192㎡、転用の目的に係る施設 農業用倉庫、届出者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、建築面積及び数量 108㎡ 1棟、工事期間 令和2年2月15日～令和2年4月30日まで。

報告第5号 利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知が

あったので報告する。令和2年2月6日 大多喜町農業委員会会長 押元 康郎。

番号12 所在・地番 筒森地先、地目 田、地積 533㎡  
貸付人 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借受人 大多喜町  
〇〇〇〇 〇〇〇〇、契約を存続できない事由 災害により用水  
路が崩落し、使用できなくなったため。

なお、番号12から番号21まで、借受人及び契約を存続でき  
なくなった事由は同じでございますので、以降この説明は割愛さ  
せていただきます。なお、これは昨年9月の台風による豪雨と風  
で用水路の隧道の上に土砂が崩落し、用水が使用できなくなった  
ために中途解約するものです。

番号13 所在・地番 筒森地先他1筆、地目 田、地積合計  
2,043㎡ 貸付人 長柄町〇〇〇〇 〇〇〇〇

番号14 所在・地番 筒森地先他1筆、地目 田、地積合計  
2,425㎡ 貸付人 印旛郡栄町〇〇〇〇 〇〇〇〇

番号15 所在・地番 筒森地先、地目 田、地積1,055  
㎡ 貸付人 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇

番号16 所在・地番 筒森地先他1筆、地目 田、地積合計  
1,862㎡ 貸付人 茂原市〇〇〇〇 〇〇〇〇

番号17 所在・地番 筒森地先他1筆、地目 田、地積合計  
1,108㎡ 貸付人 木更津市〇〇〇〇 〇〇〇〇

番号18 所在・地番 筒森地先他1筆、地目 田、地積合計  
1,843㎡ 貸付人 千葉市中央区〇〇〇〇 〇〇〇〇。

番号19 所在・地番 筒森地先他2筆、地目 田、地積合計  
3,448㎡ 貸付人 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇

番号20 所在・地番 筒森地先他1筆、地目 田、地積合計  
533㎡ 貸付人 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇

番号21 所在・地番 筒森地先他1筆、地目 田、地積合計  
1,681㎡ 貸付人 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇

番号22 所在・地番 小沢又地先他1筆、地目 田、地積合  
計 969㎡ 貸付人 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借受人  
大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、契約を存続できない事由 獣害に  
より収穫が難しいため。

以上でございます。

議長（森副会長）

以上、報告事項でございますので、ご了解いただきたいと思います。

続いて議事日程6のその他に入ります。事務局、何かございま

議長（森副会長）

すか。

（事務局からは無し）

それでは無いようですので第11回総会を終了し、議長の職を解かせていただきます。

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会（午後2時20分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年2月6日

議長 森 紀久嗣

署名委員 永代 与江

署名委員 鈴木 孝一